

現 場 説 明 書

東京神奈川森林管理署

工 事 名 : 玄倉治山運搬路改良工事

説明事項

1. 一般的事項について

(1) 工事入札

工事入札(又は見積書の提出)にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に低触する行為を行ってはならない。

(2) 工事用仮設用地の選定や支障木の伐採等は監督職員と充分打ち合わせ、森林事務所等で所定の手続きのうえ使用し、使用後は原形復旧等を行い返地すること。

(3) 山火事の防止には、充分留意すること。

(4) 一般者の現場内立入を禁止する等、事故の発生を未然防止する措置をすること。

(5) この工事の支給材料及び貸与品はない。

2. 契約について

(1) 契約金額は、落札金額に10%の消費税及び地方消費税額を加算した金額とする。

(2) 前払金は、請負代金の4/10以内とする。

(3) 中間前金払及び部分払

ア 契約金額が1千万円以上かつ工期が150日以上 of 工事に適用され、契約時に中間前金払か部分払のいずれか一方を選定して約定することができる。

イ 受注者は中間前金払を請求するときは、あらかじめ発注者の認定を受けること。この場合の認定要件は次のとおりとする。

(ア) 工期の1/2を経過していること。

(イ) 工事の進捗が概ね工程表に基づき推移していること。

(ウ) 工事の進捗額が概ね請負代金額の1/2以上と認められること。

3. 契約の保証について

(1) 落札者は、工事請負契約書の提出とともに、以下アからエのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

(ア) 保管金領収証書は、「日本銀行 横浜支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「歳入歳出外現金出納官吏 総括事務管理官 石井和芳」を記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、分任支出負担行為担当官等の指示によること。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 債務不履行時による損害金の支払を保証する銀行等の保証に係る保証書

(ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、保証事業会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の預金の受入れを行う組合とする。

(イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東京神奈川森林管理署長 金子直樹」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

(エ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

(オ) 保証期間は、工期を含むものとする。

(カ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱については、分任支出負担行為担当官等の指示に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、銀行から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(ク) 受注者は、工事完成後、分任支出負担行為担当官等から保証書（保証額変更の契約書がある場合は、当該変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

ウ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

(ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。

(イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官東京神奈川森林管理署長 金子直樹」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

(エ) 保証期間は、工期を含むものとする。

(オ) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱については、分任支出負担行為担当官等の指示に従うこと。

(カ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

(ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約束する保険である。

(イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

(ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東京神奈川森林管理署長 金子 直樹」と記載するように申し込むこと。

(エ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

(オ) 保険期間は、工期を含むものとする。

(カ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、分任支出負担行為担当官等の指示に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1)の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずること（以下「電磁的方法による提出」という。）ができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等を確認し、指定された手順を踏むこと。

(3) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

※ 電子証書等 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。

※ 電子証書等閲覧サービス 電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※ 契約情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※ 認証情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

(4) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約の保証を付させなくてもよいものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 16 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約書である場合。

イ 落札者が共同企業体である場合。ただし、当該共同企業体の構成員の全部が中小企業者（中小企業体基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 号に規定する会社及び個人をいう。）であって、その数が 3 人以下である場合又は構成員のうち工事施工能力が最低と認められる者の等級（競争参加者選定事務取扱要領（平成 13 年 4 月 16 日付け 12 林国管第 73 号林野庁長官通達）第 5 条の規定により付された等級をいう。）が当該共同企業体の等級より 2 等級以上下位である場合を除く。

4. 工事用資材等の運搬関係

大型貨物自動車の過積載に対する罰則が強化されたことに伴い荷受人にもその責を課せられることにより、違反運行の背後責任による逮捕又は起訴された場合は指名停止となるので、大型貨物自動車等により工事用資材及び工事用機械器具等の運搬に際しては過積載のないように十分に注意すること。

5. 日本工業規格の国際単位系への移行に伴う取扱いについて

契約図書で旧 J I S 製品記号を用いている場合は、新 J I S 製品記号に読み替えるものとする。

6. 建設業退職金共済制度について

- (1) 当該工事を受注した建設業者（以下「受注者」という。）は、建退共制度の発注者用掛け金収納書（以下「収納書」という。）を提出するものとする。
- (2) 受注者は、前項の収納書を工事契約締結後 1 ヶ月以内に発注者に提出する。ただし、期限内に収納書を提出できない事情があると認められる場合で予め発注者に申し出た場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は、前項のただし書の申し出をする場合は、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により発注者に申し出るものとする。
- (4) 受注者は、前項の申し出をした場合、又は請負契約額の増額変更があった場合等において共済証紙を追加購入した場合は、この収納書を工事完成までに発注者に提出するものとする。なお、受注者は請負金額の増額変更があった場合等において共済証紙を追加購入しなかったときは、発注者にその理由を書面により提出するものとする。
- (5) 発注者は、共済証紙の購入状況を把握するために必要があると認めるときは、受注者又は建退共都道府県支部に対し、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることができる。
- (6) 受注者は、現場において「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識の掲示を確実に実施するものとする。
- (7) 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係わる共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

- (8) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。
- (9) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、受注者に建退共制度への加入手続、あるいは共済制度の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、受注者においてできる限り下請業者の事務の委託に努めること。

7. 工期に係る余裕期間の設定について

- (1) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和〇年〇月〇日（工事着手日の前日）まで余裕期間を見込んでいる。なお、余裕期間内の技術者配置は要しないものとする。また、入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとする。
- (2) 余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事に着手できるものとする。なお、協議の際には、施工計画書の変更に基づき工事工程表に工事着手日を記入し提出するものとする。併せて配置予定技術者を届出るものとする。

8. 主任技術者、監理技術者の専任を要しない期間について

主任技術者、監理技術者の専任を要しない期間は次のとおりとする。

- (1) 現場施工に着手するまでの期間
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
- (2) 検査終了後の期間
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、跡片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例「検査合格通知」等における日付）とする。

9. 施工体制台帳の作成及び提出について

下請契約を締結した場合においては、その下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出すること。

10. その他一般に現場説明における説明を要する事項としての、設計図書等の内容について

- (1) 設計図書に数量のみを示した工種で施工箇所及び箇所別数量が明示されていないときは、監督職員の指示又は承認により施工すること。
- (2) 現地で条件変更等の事項が確認され、地形等の状況に基づき、土木定規及び施工基準図

により施工し、必要あるときは監督職員の指示又は承認による。

- (3) 工事支障木等について当初設計積算には含まれていないことから、工事支障木等が発生した場合は設計変更の対象とする。その際、伐採等に係る見積書の提出と併せて作業内容及び作業工程が確認できる資料を監督職員に提出すること。なお、作業内容や作業工程が見積書の内容と相違がある場合は設計変更の対象としない。

1 1. ダンプトラック等による過積載等の防止について

- (1) 工事用資機材等積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラック等が、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。